

# 身近にあるじんけん

●障害者差別解消推進法 ●子ども虐待 ●身近にあるハラスメント



**障害者差別解消推進法**…平成 28 年 4 月 1 日に施行された法律ですが、まだまだ市民のみなさんに理解は広まっています。

**子ども虐待**…保護者から虐待を受ける子どもについての痛ましいニュースなどが後を絶たず、取り返しのつかない事態に至るケースも少なくありません。

**身近にあるハラスメント**…違う立場から、主に立場が強い人から弱い人へ行われる、一方的で身勝手な不当な扱い（いやがらせ）は、以前から職場や学校などいろいろなコミュニティ内に潜在していました。最近になり、それらがようやく表面化し問題視されるようになりました。

この冊子で、自分たちの身近にある人権課題について知ることからはじめましょう。

**子ども虐待かもと思ったら、「いちはやく」電話してください。**

児童相談所虐待対応ダイヤル **いち はやく 189 番へ**

※近くの児童相談所につながります(通話無料)。

**「あなた」からの連絡が子どもを虐待から守るための大きな一歩となります！**



## 障害者差別解消法

### ● この法律で対象となる「障害のある人」とは？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能に障害がある人で障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

### ● 障害者差別解消法ってなに？

平成18年12月に障害者権利条約が国連でつくられました。条約の原則の1つが障害に基づく差別をなくすことです。日本は障害者権利条約批准のために差別を禁止する法律が必要でした。そこで、平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行されました。この法律は障害者を優遇したり、新しい権利をつくったりするものではなく、憲法や人権条約で保障されている権利を障害者にも同じように保障するためのものです。

### ● この法律がなぜ必要なの？

だれもが、「差別はいけないこと」と思っていますが、残念ながら差別と思われることが多く発生しています。障害のない人との平等な機会の保障のためにも、何が差別か判断できる「ものさし」として差別から守るための法律が必要なのです。

### ● この法律にはどんなことが定められているの？

#### ① 不当な差別的取扱いの禁止

##### 差別的取扱いの例

- ・ 障害を理由として一律にサービスを提供せず、制限し、または条件をつける。
- ・ 本人の意思を確認せず、一方的に提供するサービス内容を決める。
- ・ 障害を理由にわずらわしそうな態度をとったり、傷つけるような言葉をかけたりする。



## ②合理的配慮を行うこと

「配慮」という言葉だけを聞くと、ついつい「してもらうもの」「してあげるもの」というイメージを抱きがちです。ところが「合理的配慮」の原語には「調整・便宜」という意味合いがあるのです。障害のある人と周りの人たちが「お互いにとって」過ごしやすい環境を作るにはどうすれば良いか？という発想を持って対話を進めましょう。



### 合理的配慮の例

- ・ 筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる。
- ・ 障害のある人の障害特性に応じて座席を決める。

※役所などの行政機関は、必ず合理的配慮をしなければなりません。  
しかし、会社・お店などの事業者は、障害のある人が困らないようにできるだけ努力することになっています。

## ● 障害について理解しましょう！！

- ♡ 障害は誰にでも生じる可能性があります。
- ♡ 障害は多種多様で、同じ障害でも一律ではありません。
- ♡ 外見からは障害のあることが分からない人もいます。
- ♡ 適切なサポートがあれば、障害のある人が活躍できることがたくさんあります。



# 子ども虐待

## ● 子どもの権利

「子どもの権利条約」には、大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められています。

これらの権利を侵害する行為の1つに「子ども虐待」の問題があります。

## ● 子ども虐待とは

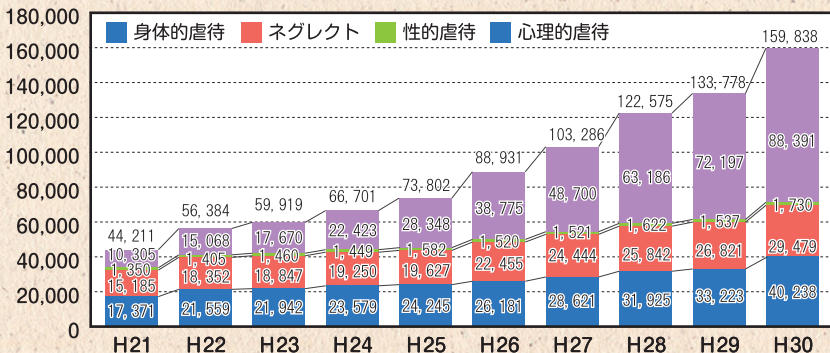
「子ども虐待」は、子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）が、子ども（18歳未満）の心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為です。重大な人権侵害であり、法律上も禁止されている許されない行為です。

## ● 虐待の分類

心理的虐待	暴言を浴びせる、おびえさせる、児童の前でDVをするなどで心理的外傷を与えること
性的虐待	わいせつな行為をすること、または、させること
ネグレクト	心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他監護を著しく怠ること（養育の拒否・怠慢）
身体的虐待	身体に外傷が生じる、または、その恐れのある暴行を加えること（殴る、蹴るなど）

## ● 虐待の状況

全国の児童相談所での虐待相談内容別対応件数の推移





## ● しつけと虐待

### しつけ

- (1) 社会のルールやマナーを教えること
- (2) 子ども自身が自分をコントロールできるように訓練すること
- (3) 自立して生きていくために必要な情報や知識、スキル（技術）を教えること

これらは、子どもへの愛情に基づいて、子どもの欲求や理解度に配慮しながら、子どもを中心におこなう行為です。

※悪いことをしたら、叱ることももちろん大切ですが、体罰は不要です。

### 虐待

子どもを思うようにコントロールできないことへの腹立ちや怒り、これを「しつけ」として保護者が自分の力を誤用して、子どもに暴言や暴力をふるうこと。保護者が中心になっておこなう行為です。どんな場合でも暴言や暴力は許されません。

※令和元年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、「体罰はゆるされないものであること」が法定化され、令和2年4月1日から施行されます。

## ● 子どもや保護者が発するSOSサイン

### 子どもからのサイン

- 不自然なあざ・やけど・打撲
- 極端にやせている
- 衣服やからだ（髪・手足など）が不潔
- 無表情、大人を見るとおびえる
- 落着きがない、乱暴、情緒不安定など

### 保護者からのサイン

- いつもイライラして、子どもにあたる（厳しく叱る、たたく）
- 子どもを置いたまま外出する
- 感情や態度が変化しやすい
- 衣類・寝具が不衛生な状態
- 地域との交流がなく・孤立しているなど

## ● 私たちにできること

### 1 「子ども虐待」発生予防のために

子育てで困っている・悩んでいる人への支援

- (1) 声掛けや子育てについての助言
- (2) 相談機関の紹介（相談することを促す）

### 2 早期発見・早期対応

- ・「虐待では？」と思ったら、関係機関に通報する。
- ・「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときは、ためらわず、子どもを救うための行動を起こしてください。



子ども虐待防止  
オレンジリボン活動

「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。

## 身近にあるハラスメント

～心ない言動で相手の心を傷つけることは精神的暴力です～

### ● さまざまなハラスメント

あなた自身やあなたの身の回りで思い当たることはありませんか？

#### セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)

異性間・同性間などに関わらず、相手の意思に反する性的な言動により、嫌がらせやいじめを行うこと



#### パワー・ハラスメント (パワハラ)

立場・権力・階級といった上下関係を利用し、下位に当たる者に対して、適正な範囲を超えて精神的・身体的な苦痛を与えること

#### モラル・ハラスメント (モラハラ)

個人が持つ常識や社会的モラルを他人に押し付けること (言葉や態度による長期的な嫌がらせのため、受けた側の心に大きなダメージを残すことが多い)

#### マタニティ・ハラスメント (マタハラ)

妊娠や出産を控えた人や出産経験者に対して行われる嫌がらせ (妊娠を理由に退職または降格させる、育児休暇を認めない等の不当な扱い)



#### ソーシャル・ハラスメント (ソーハラ)

SNSやソーシャルメディアを使ったインターネット上での嫌がらせのこと (人間関係や職場での上下関係を利用して友達申請したり、自由に発言できないよう圧力をかけたりするなど)



#### ジェンダー・ハラスメント

性別による固定的な役割分担や差別意識から行われる嫌がらせのこと (女らしさや男らしさとされていることから外れた行動や態度に対し、非難するなど)

#### ドクター・ハラスメント (ドクハラ)

医師や看護師など医療従事者の言動や態度、行動、雰囲気により患者や患者の家族に不快な思いをさせたり、患者に対する嫌がらせをしたりすること

#### エイジシルバー・ハラスメント (エイハラ)



もとは企業内での中高年者に対する年齢を理由とした差別・嫌がらせのことで、のちに、高齢者に対する嫌がらせ・いじめという意味でも使われるようになった



## ● ハラスメントとは

ハラスメントとは、心ない言動によって相手を傷つけたり、不快にさせたり、不利益を与えたり、相手の尊厳を傷つけることを言います。ハラスメントはさまざまな場面で行われますが、多くの場合、被害に合っている人が相対的に「弱い立場」にあり、明確に“NO”の意思表示をしにくいことを利用して行われます。



## ● ひとりで抱え込まないで、 安心して話せる場で相談を（裏面参照）

被害を受けたと感じたら、早めに相談窓口や身近な人に相談してみましょう。ハラスメントかどうか分からないけれど、とりあえず話を聞いてほしい、といった場合でもかまいません。



## ● ハラスメントの加害者にならないために

例えば、親しさを表したつもりでも、相手を不快にさせていることがあるかもしれません。相手と友好的人間関係ができていると勝手な思い込みをしていませんか。相手が嫌がっていることが分かったら同じ言動を繰り返さない、この程度ならいいだろうと勝手な憶測をしないことが大切です。

心ない言動によって相手の心を傷つけることは精神的暴力にあたります。気がつかないうちに、自分自身がハラスメントの加害者になっているかもしれません。一人ひとりが日々の言動を見直してみましょう。



## 一人で悩まず、相談しましょう

### ● 総合生活相談（人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談）

泉佐野市内の身近な相談窓口です。

◇月曜日～金曜日 9：30～16：30

- ・人権推進課 ☎072-463-1212  
※事前予約で市内公共施設への出張相談も可
- ・南部市民交流センター ☎072-466-6464
- ・北部市民交流センター ☎072-464-5726
- ・まちの活性課（就労支援のみ） ☎072-469-3131
- ・（公社）泉佐野市人権協会 ☎072-458-7444

◇第3土曜日 10：00～12：00 【予約制】

人権推進課 その週の月曜日までに人権推進課へ申し込んでください。

### ● いずみさの女性センター

女性のための面接相談【予約制】

☎072-469-7125

相談日・時間は問い合わせてください（夜間相談あり）。

女性のための電話相談

☎072-469-7402

第1～第4水曜日 10：00～12：00、13：00～15：00

### ● 泉佐野市における障害者差別解消に関する相談窓口

基幹包括支援センターいずみさの

利用時間 月～金曜日 8:45～17:15

☎072-464-2977 FAX 072-462-5400

e-mail : kikan@izumisanoshakyo.or.jp

※障害者虐待通報専用ダイヤル（フリーダイヤル）

☎0120-357-345 FAX 0120-571-015（24時間対応）

### ● 法務局・地方法務局及びその支局で開設している相談窓口

みんなの人権 110 番 ☎0570-003-110

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

子どもの人権 110 番 ☎0120-007-110（フリーダイヤル）

## 泉佐野市役所 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

☎072-463-1212 FAX 072-464-9314